

鳥取大学における新型コロナウイルス対応

令和2年3月10日
感染症タスク・フォース決定
令和2年4月23日 一部改正
令和2年5月12日 一部改正
令和2年6月30日 一部改正
令和2年8月25日 一部改正
令和2年11月10日 一部改正
令和3年3月2日 一部改正
令和3年11月10日 一部改正
令和4年1月25日 一部改正
(令和4年1月18日適用)
令和4年2月1日 一部改正
令和4年3月15日 一部改正
令和4年4月27日 一部改正
令和4年 6月 2日 一部改正
(令和4年6月1日適用)
令和4年 6月23日 一部改正
令和4年 7月26日 一部改正
令和4年 8月 3日 一部改正
令和4年10月 4日 一部改正
令和4年11月22日 一部改正
令和5年 1月10日 一部改正
(令和4年12月30日適用)

I 対策の基本方針・対応体制等

1. 対策の基本方針

- ①学内外への感染拡大の防止
- ②大学機能の維持
- ③大学構成員全員による適切な情報の共有

2. 対応組織・体制

①緊急時・危機初動時

- ・感染症タスク・フォース（以下「TF」という。）が、大学全体の基本的な判断基準・対応策等を策定し、部局等へ周知するとともに緊急時、危機初動時の対応組織とする。
- ・部局等は、緊急時・危機初動時における新型コロナウイルス対応組織として、TFで決定した対策を実施する。

②危機収束時の対応

- ・部局等は、危機収束後等平常時においては、TFで決定した基本的な判断基準等を基に部局としての対応計画（マニュアルを含む。）を策定する。
- ・安全衛生委員会、教育支援委員会、学生生活支援委員会等、新型コロナウイルス感染症への対応が必要な常置委員会等は、対策マニュアル等の策定や教職員への研修・啓蒙に努める。

③特別な対応

- ・特別な取扱いを必要とする医学部、医学部附属病院、附属学校については、TFで決定した基本的な判断基準等を基にした特別な判断基準の策定・対応策の実施を認める。
特別な判断基準・対応策等を決定したときはTF及び役員会に報告する。

3. 関係機関への対応等

感染者の発生、休校・学年閉鎖・学級閉鎖等、臨時休業の措置が行われた場合は、次の要領により関係機関に迅速に連絡する。

<伝達先・伝達対応部局等>

- ・県等（ただし、附属学校に係る教育委員会への連絡は除く。）への連絡は、総務企画部総務企画課（以下「総務企画課」という。）が行う。総務企画課は、発生の規模（人数）、発生部署等を学長並びに理事（総務担当）に速やかに報告するとともに、その後に必要な対応について指示を受ける。
- ・感染者が発生した部局等の連絡担当者は、総務企画課へ連絡するとともに、保健所の指導・調査に基づき可能な限り濃厚接触者・接触者（※1）の把握に努め、不要不急の外出を避けること、健康管理、感染拡大防止等の措置（症状発生時、かかりつけ医等身近な医療機関への相談、相談する医療機関に迷う場合（夜間、休日等）は受診相談センター（看護協会）、又は接触者等相談センター（各保健所）への相

※1「濃厚接触者」とは、①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者、②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。

また、「接触者」とは、①②③の要件には該当しないが、保健所において、新型コロナウイルス感染症患者行動調査において調査の対象となり、濃厚接触者と判定される前の者をいう。

談）を取るよう指導する。

- ・留学生、外国人研究者（感染者を除く）については、本邦への入国制限がある国・地域から入国する場合には、学生部国際交流課（以下「国際交流課」という。）が当該情報を収集し、総務企画課へ報告する。
- ・文部科学省への報告は、総務企画課が行う。

- ・総務企画課はTFメンバー及び部局長等には、メールにより感染者の発生状況（発生部署、人数）を速やかに報告する。

4. 情報の共有等

- ①新型コロナウイルス感染症に係る政府、県等の対応方針、注意事項等については、内容に応じて、迅速に学生・教職員に周知する。
- ②上記①の周知については、メール、大学HPなどを活用して、学生には学生部が、教職員には総務企画課が行う。
- ③感染者又は濃厚接触者・接触者となった場合は、別添1「鳥取大学における新型コロナウイルス対応フローチャート」に記載の連絡窓口連絡する。
- ④上記③により連絡を受けた担当者は、個人情報や人権に十分配慮したうえで、行動歴や接触者等の感染状況について可能な限り詳細な聴取を行い、速やかに報告を行う。

5. 学生及び教職員の健康管理

以下のとおり自身の健康管理を行う。

- ①新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、三つの密（密閉、密集、密接）を避ける、人と人との感染防止距離を取る、インフルエンザに対する予防法と同様に、十分な睡眠と栄養で体調を整え、こまめな手洗いや咳エチケット等の一般感染症対策を行うこと。また、毎日、体温・体調について記録すること。
- ②風邪や発熱（37.5度以上、又は平熱より1度以上高い場合）の症状、倦怠感、咳、息苦しさ、のどの痛み、頭痛、嗅覚・味覚障害などの症状がみられるなど新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合は、所属部局等の教務又は庶務担当係へ連絡するとともに、かかりつけ医等身近な医療機関へ相談、相談する医療機関に迷う場合（夜間、休日等）は受診相談センター（看護協会）、又は接触者等相談センター（各保健所）へ相談のうえ、医療機関を受診して指示を仰ぐこと。なお、これによらない場合は、次の1）及び2）の条件を満たすまで、登校や出勤、外出を控え自宅で療養し、毎日朝夕2回体温を測定して体調とともに記録すること。
 - 1) 発症後に少なくとも8日が経過している（発症日は0日とする）。
 - 2) 薬剤を服用していないで、症状が消失後少なくとも3日が経過している。

（注）重症化しやすい方（※2）や妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある方は、かかりつけ医等身近な医療機関への相談、相談する医療機関に迷う場合（夜間、休日等）は受診相談センター、又は接触者等相談センターに相談して指示を仰ぐこと。

※2 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

6. 学生又は教職員が感染した場合又は濃厚接触者となった場合の取扱い

本学の学生、教職員が感染者等となった場合は、別添2「新型コロナウイルス感染者等発生時における対応フロー」により対応する。

① 学生の場合

原則として、保健所又は医療機関の指示に従い対応することとし、感染者は療養期間が終了するまで、濃厚接触者は感染者と最後に濃厚接触した日から5日間、出席停止とする。

②教職員の場合

新型コロナウイルス感染症に係る職員の就業上の取扱いについて（学長裁定）に基づき対応する。

7. 学生又は教職員が接触者となった場合の取扱い

①学生の場合

原則として、最後に接触した日から5日間の自宅待機とし、外出を控えることとする（オンライン等による対面を要しない授業等は可）。また、PCR検査が実施され、陰性の判定がなされた場合もこれに準ずる。ただし、状況に応じて、保健所における調査の対象となった、あるいは、PCR検査を行った経緯を確認し、保健管理センター及び関係部局等で検討を行い、対応を決定する。

②教職員の場合

新型コロナウイルス感染症に係る職員の就業上の取扱いについて（学長裁定）に基づき対応する。

II 感染対策行動方針

「鳥取大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」に基づき、「授業」「研究活動」「学生の課外活動」「学生の入構」「学内会議」「事務体制」について行動レベルを策定するとともに、各区分における具体的対応や取扱いについては、担当する組織において、所掌する常置委員会、担当理事、担当副学長、担当部局等（以下「所掌する常置委員会等」という。）により実施の可否、実施方法等について検討し、TFに報告又は承認を得ることとする。

III 業務の継続、感染拡大の防止等

1. 学事関係

①大学閉鎖の判断

②授業・学生の研究活動実施の制限

③定期試験実施の制限

④入学試験の制限

- ・①～③については、感染者の発生状況等をふまえ、行政機関等と相談の上決定する。
- ・②～④については、感染者の発生状況等をふまえ、文部科学省、国立大学協会等の対応を見ながら、所掌する常置委員会等により実施の可否、実施方法等について検討し、TFに報告することとする。

なお、休講、定期試験の延期及び感染者、濃厚接触者等の指定により出席停止（自宅待機）となった者の対応に当たっては、オンラインによる補講等への変更を含め学生に不利益が生じないよう代替措置を講じるものとする。

2. 大学行事、式典、イベント等の取扱い

- ① 原則、所掌する常置委員会等により実施の可否、開催方法等について検討し、TFに報告又は承認を得ることとする。
- ② なお、感染拡大等による緊急事態が生じ、所掌する常置委員会等による判断によりがたい場合は、すべての大学行事、式典、イベント等の取扱いについてTFが決定することとする。
- ③ 学外に対する本学施設の貸付については、各部局等の判断により、可能とする。ただし、鳥取県版新型コロナ警報において、「警報」以上が発令された場合は、直近のTFで、本学施設の貸付のあり方について検討し、方針を変更する場合がある。
- ④ 本学の各部局（米子地区を除く。）における訪問者については、オンラインの活用等、訪問に代わる措置を十分に検討の上、当該部局長等の判断で受け入れることができることとする。その際、以下の点に留意すること。
 - ・訪問者に対し、手指の消毒、咳エチケットの遵守等の感染防止対策の徹底を要請すること。
 - ・訪問者に37.5℃以上の発熱、咳、鼻水等の風邪の症状がある場合は、訪問の取り止め、延期等を要請すること。
 - ・訪問者と対面する教職員に対し、感染防止対策の徹底について要請すること。なお、鳥取県版新型コロナ警報において、「警報」以上が発令された場合は、直近のTFで、訪問者の受け入れについて検討し、方針を変更する場合がある。

3. 学生生活

①課外活動（大会・試合を含む）

「鳥取大学新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」に基づき実施する。

②学生寮

- ・I.5に記載した健康管理の内容を励行する。
- ・体調不良者、濃厚接触者、感染者が発生した場合には、所管部局及び保健管理センターにおいて対応を別途検討する。

4. 国際交流関係

①海外渡航に関する対応

・外務省ホームページにおいて感染症危険情報レベル3以上の国・地域への渡航（私事によるものを含む。）は禁止し、レベル2以下の国・地域については不要不急の渡航の自粛を要請する。

教職員及び教職員が帯同する学生の海外渡航は、渡航する必要がある場合は当該部局長が渡航の可否を判断し、レベル2の国・地域への渡航を認める場合はTFに報告する。

なお、レベル3以上の国・地域であっても、やむを得ず渡航しなければならない場合は、TFの判断を受け、部局長が許可する。

また、同一目的・同一行程の渡航者が複数の部局にまたがる場合は、代表者の所属する部局がTFへの報告等を取りまとめて行うものとし、TFへの報告等に際しては、他の渡航者が所属する部局で承認を得られていることを確認したうえで行うものとする。

- ・私事渡航については、教職員はレベル1及び2の国・地域への渡航は部局長への届出により渡航可能とし、学生はレベル1の国・地域への渡航は部局長への届出により渡航可能、レベル2の国・地域への渡航は当該部局長が渡航の可否を判断する。教職員・学生ともに、レベル3以上の国・地域であっても、やむを得ず渡航しなければならない場合は、TFの判断を受け、部局長が許可する。なお、学生のレベル2以上の国・地域への渡航は、原則として「修学目的」であることを条件とする（留学生についてはこの限りではない。）。
- ・学生単独での海外渡航は、対象プログラムを限定して認めるものとし、渡航を認める条件及び手続きについては、国際戦略委員会及びTFの議を経て理事（国際交流担当）が定める。
- ・学生が、留学、派遣などの大学プログラム等による海外渡航（私事渡航を除く。）において、渡航先で、新型コロナウイルス感染症に罹患し帰国が遅延した場合は以下のとおり取り扱う。

イ 療養期間において授業に出席できない期間は出席停止とする。

ロ 療養期間終了後、当初の計画より移動等に日数を要し帰国が遅延したため、授業を欠席した期間については、当該学生からの申し出により、学部長・研究科長等が認めた期間を感染症による出席停止と同等に取り扱う。

- ・学生が、私費の語学研修、ホームステイ等による私事渡航において、渡航先で、新型コロナウイルス感染症に罹患し帰国が遅延した場合は以下のとおり取り扱う。

イ 療養期間において授業に出席できない期間は出席停止とする。

ロ 療養期間終了後、当初の計画より移動等に日数を要し帰国が遅延したため、授業を欠席した期間については、原則、授業履修に関する特段の措置を講じない。

②海外渡航先からの帰国及び研究者・留学生の受入れに関する対応

（オミクロン株以外が支配的となっている国・地域からの帰国又は入国）

- ・国が定める「水際対策強化に係る新たな措置」に従い、入国後14日間（入国の次の日から起算して14日間。）は自宅又は国際交流課が指定する宿泊施設で待機し、嚴重な健康観察等を行う（移動時に公共交通機関を使用しないこと）。
- ・健康観察中に、国が示している症状が出現した場合には、所属部局等の庶務又は教務担当係へ連絡するとともに、かかりつけ医等身近な医療機関へ相談、相談する医療機関に迷う場合（夜間、休日等）は受診相談センター（看護協会）、又は接触者等相談センター（各保健所）へ相談（新規入国者にあつては国際交流課へ連絡のうえ、宿泊施設の所在地を管轄する受診相談センター、又は接触者等相談センターへ相談）のうえ、医療機関を受診して指示を仰ぐものとする。

(オミクロン株が支配的となっている国・地域からの帰国又は入国)

- ・原則として、入国後の自宅又は宿泊施設での待機等を求めない。
なお、入国時に検疫で検査が行われ、陽性が判明した場合は、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要となる。

※詳細は国際交流課からの別途の案内（最新情報を以下に掲載）により確認すること。

<https://cbg.center.tottori-u.ac.jp/cgi-bin/cbgrn/grn.cgi/cabinet/index?hid=11325&sp=0>

5. 産学連携関係

①研究の休止・縮小時の連携企業等への対応

- ・当該研究担当者は速やかに連携企業等へ連絡するとともに、研究推進課へ報告する。

②連携企業等で感染が発生した場合の対応

- ・連携企業等の職員との接触を自粛する。

IV 教職員の出勤の取扱い等について

「新型コロナウイルス感染症に係る職員の就業上の取扱いについて（学長裁定）」に基づき対応する。

V マスク、消毒液の備蓄及び設置について

- ・マスク、消毒液等の新型コロナウイルスに係る物品で大学が措置するものは、保健管理センターにおいて管理する。
- ・必要に応じて保健管理センターから、各部局等に対して備蓄数を勘案して配布する。
- ・各部局等は、補充の必要が生じた場合は、保健管理センターに申請する。

1. マスクの備蓄及び配布について

①配布の基本方針

- ・マスクは、各自個人で準備することを原則とするが、学生・児童・生徒・教職員等学内関係者及び関係者に対して、業務や行事に応じて必要な分を配布する。

②配布（大学が購入、配布する場合）

- ・各部局は、配布されたマスクの在庫が少量になったときは、残数を報告のうえ、保健管理センターに配布を申請する。
- ・保健管理センターは、備蓄数量等を勘案のうえ、各部局に配布する。
- ・保健管理センターは、備蓄数量を随時確認し、発注等を行う。
- ・保健管理センターでの備蓄数量は、TFが決定する。

2. 消毒液の備蓄・配布及び設置について

①設置について

- ・保健管理センターにおいてアルコール消毒液等の消毒剤を備蓄し、各部局等に配布する。

- ・各部局等は、それぞれの設置箇所申請に応じて、容器を設置する。
- ・設置後の消毒液の管理・補充については、各部局等が消毒液を保管し、必要に応じ容器への補充を行う。
- ・各部局は、配布された消毒剤の在庫が少量になったときは、残量を報告のうえ、保健管理センターに配布を申請する。
- ・保健管理センターは、備蓄数量等を勘案のうえ、各部局に配布する。
- ・保健管理センターは、備蓄数量を随時確認し、発注等を行う。
- ・保健管理センターでの備蓄量は、TFが決定する。

3. その他の感染予防・衛生物品等について

- ・保健管理センターは、学内で必要とされる2. 以外の感染予防・衛生物品等の整備・備蓄・配布に努める
- ・各部局等は、それぞれの部局等が必要とする2. 以外の感染予防・衛生物品等の整備・備蓄に努める

VI 情報公開・報道対応等

- ・個人情報の保護や人権等への配慮を重視し、感染者個人が特定される恐れがある場合や本人の同意を得られない情報については、原則公表しない。
- ・本学ホームページ、報道関係者へのプレスリリース等による公表に際しては、感染拡大の防止や、地域、ステークホルダーに対する説明責任等、リスク管理の観点により対応することとする。
- ・感染拡大を防止するとともに、感染者に対する不当な差別、偏見、誹謗中傷等が生じることがないように、正確な情報を公表する。

VII 個人情報保護、人権等への配慮

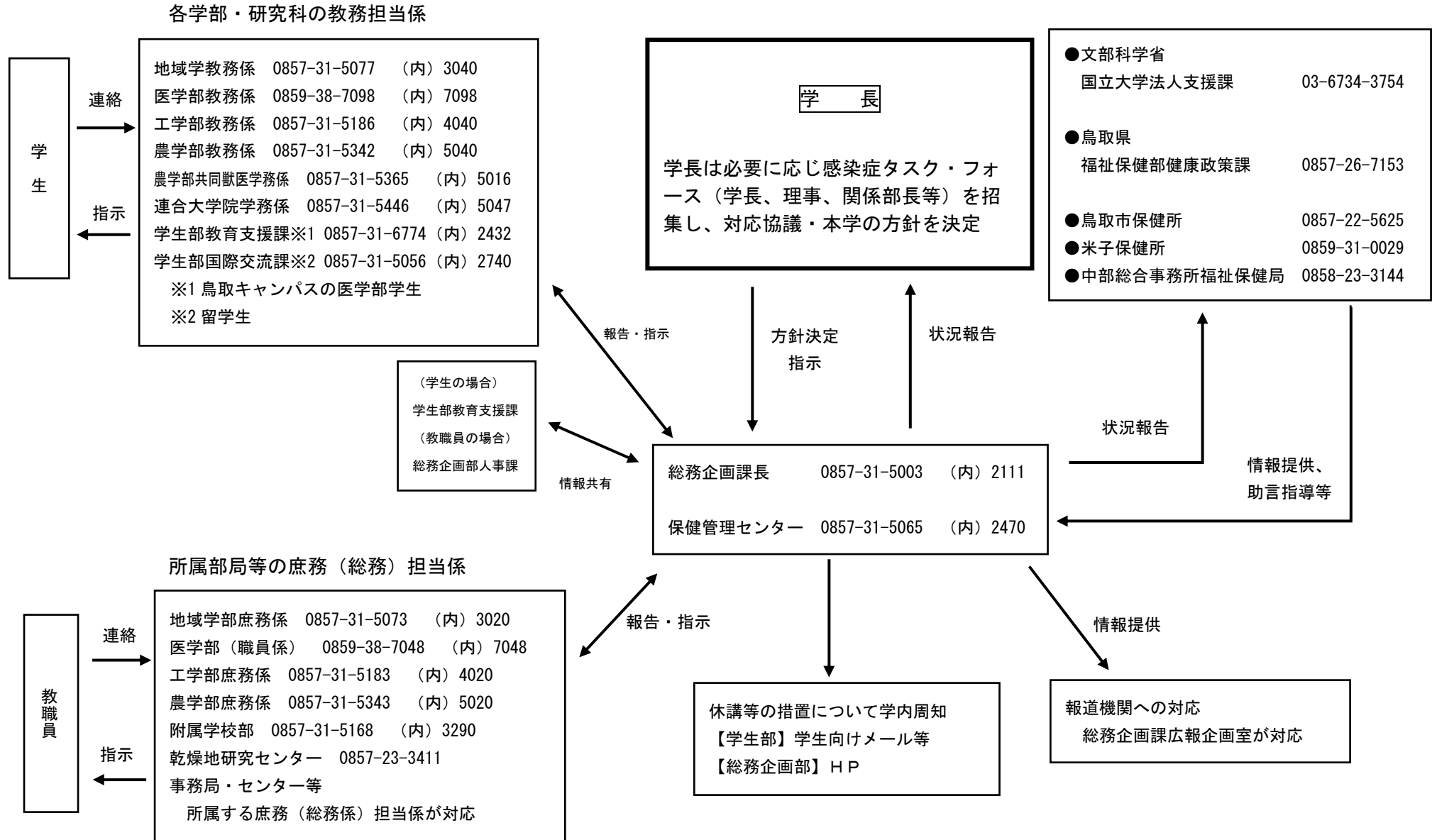
- ・感染者や濃厚接触者等に対する、新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ、心ない言動や個人情報の拡散などの防止に努め、個人情報の保護や人権等に配慮する。

VIII 緊急連絡網等

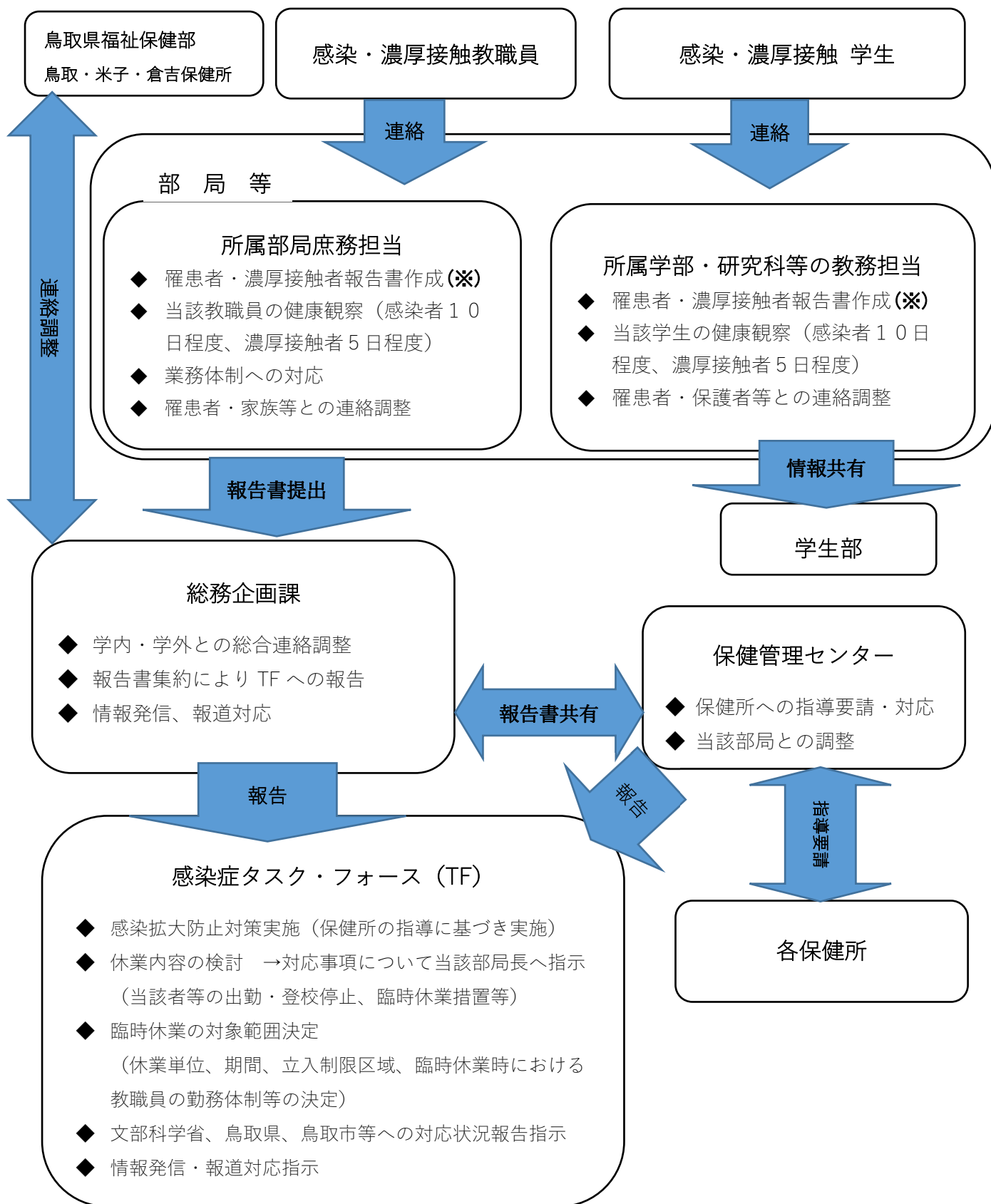
別添1「鳥取大学における新型コロナウイルス対応フローチャート」のとおり

別添1「鳥取大学における新型コロナウイルス対応フローチャート」

※教職員には外国人研究者を含む。附属学校の取り扱いは本チャートに含まない。



新型コロナウイルス感染者発生時の対応フロー



※ 罹患者・濃厚接触者報告については、報告書（別記様式）作成以外の方法（Google フォーム等）によることもできるものとする。なお、収集した個人情報については、本学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置に必要な範囲で利用する。

報 告 書 (学生罹患者)

令和 年 月 日 報告

所属・学年	研究科 (学院) 学部	課程 学科	学年	年 (歳)
学生番号				
氏 名	性別：男・女			

① 学生からの報告日	令和 年 月 日
② 陽 性 判 明 日	令和 年 月 日
③ 受 診 医 療 機 関	
④ 現 在 の 状 況	
⑤ 発熱及び咳などの呼吸器 症状等の現れた日	令和 年 月 日
⑥ 診断日前1ヶ月以内にお ける海外渡航歴の有無	①期間 ②国名・都市名
⑦ 症状等の現れた日以降に おける本学の関係者との接 触の状況 (授業, 研究室等 への出席状況を含む。)	本学への最終入構日：令和 年 月 日 留学生の場合は, ①私費 or 国費, ②国籍, ③住居種別 (寮, アパート, シェアハウス等) ※濃厚接触者 (想定される場合を含む。) に対して 情報提供を行うことへの同意の有無 (有・無)
⑧ 今後の見通し等に係る医 師等の所見	

報 告 書 (学生濃厚接触者等)

令和 年 月 日報告

1. 学生が濃厚接触等した罹患者の情報

①区 分	学内者・学外者
②所 属 等	
③職 名 (学生の場合は学生番号)	
④氏 名	

2. 濃厚接触者等となった学生の情報

No.	所 属 ・ 学 年	学 生 番 号	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

報 告 書（教職員罹患者）

令和 年 月 日報告

所 属 部 局	
職 名	
氏 名	(歳) 性別：男・女

① 職員からの報告日	令和 年 月 日
② 陽性判明日	令和 年 月 日
③ 受診医療機関	
④ 現在の状況	
⑤ 発熱及び咳などの呼吸器 症状等の現れた日	令和 年 月 日
⑥ 診断日前1ヶ月以内にお ける海外渡航歴の有無	①期間 ②国名・都市名
⑦ 症状等の現れた日以降 における本学の関係者との 接触の状況（授業、会議の 出席状況を含む。）	本学への最終入構日：令和 年 月 日 ※濃厚接触者（想定される者を含む。）に対して 情報提供を行うことへの同意の有無（有・無）
⑧ 今後の見通し等に係る 医師、行政機関等の所見	

報 告 書 (教職員濃厚接触者等)

令和 年 月 日報告

1. 教職員が濃厚接触等した罹患者の情報

①区 分	学内者・学外者
②所 属 等	
③職 名 等	
④氏 名	

2. 濃厚接触者等となった職員の情報

No.	所 属 部 局	職 名	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

海外渡航申請書

長 殿

所属	
氏名	
作成年月日	

以下のとおり海外渡航を申請します。

1. 海外渡航期間(予定)

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

2. 渡航者情報(必要に応じて行を追加可)一番上に代表者を記載

氏名	職名 (学年)	所属	国内連絡者名 (電話番号)	ワクチン 接種回数	ワクチン種類 (最終接種年月)

※ 学外者と同行する場合、当該学外者の情報(氏名,職名,所属)も記載すること。

3. 渡航先情報(必要に応じて枠を追加可)

渡航国	滞在都市名	危険情報レ ベル(外務 省)	感染症危険情 報レベル(外務 省)	本邦入国時の 水際対策の色
				/
				/
				/

4. 渡航理由(渡航時期を変更できない理由も含めて記載)

--

5. 旅程および渡航先での活動内容(用務先、用務等)

--	--

6. 現地での緊急連絡先(必要に応じて行を追加可)

氏名	連絡先電話等	大学以外のメール等	備考

7. (教職員のみ)渡航中に新型コロナウイルス感染症への罹患等により予定どおり帰国できない場合の措置

--

上記の内容について海外渡航を 許可します。

年月日	
部局名	
部局長名	

海外渡航届

長 殿

所属	
氏名	
作成年月日	

以下のとおり海外渡航を届け出ます。

1. 海外渡航期間(予定)

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

2. 渡航者情報(必要に応じて行を追加可)一番上に代表者を記載

氏名	職名 (学年)	所属	国内連絡者名 (電話番号)	ワクチン 接種回数	ワクチン種類 (最終接種年月)

※ 学外者と同行する場合、当該学外者の情報(氏名,職名,所属)も記載すること。

3. 渡航先情報(必要に応じて枠を追加可)

渡航国	滞在都市名	危険情報レ ベル(外務 省)	感染症危険情 報レベル(外務 省)	本邦入国時の 水際対策の色
				/
				/
				/

4. 渡航理由(渡航時期を変更できない理由も含めて記載)

--

5. 旅程および渡航先での活動内容(用務先、用務等)

--	--

6. 現地での緊急連絡先(必要に応じて行を追加可)

氏名	連絡先電話等	大学以外のメール等	備考

7. (教職員のみ)渡航中に新型コロナウイルス感染症への罹患等により予定どおり帰国できない場合の措置

--

旅程(必要に応じて行を追加する)

	年月日	曜日	行程・用務先	用務	宿泊
1					
2					
3					
4					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					

海外渡航チェックシート

渡航者氏名	
所属	

1	外務省や現地関係機関等から渡航先の最新の感染状況、安全情報、現地関係機関の衛生環境や感染対策情報を収集の上、感染予防や安全対策を確認し自らの判断と責任で渡航します。	
2	万一感染が疑われる場合の現地における公的な相談・報告先や、救急連絡先、受診可能な医療機関、大使館/総領事館及び家族等の緊急連絡先を確認しました。	
3	万一感染した場合は、鳥取大学に報告するとともに自らの責任として対処します。	
4	渡航中の疾病に対し、十分な補償が受けられる海外旅行保険(※)又は現地の保険を確認しました。 ※新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に十分な治療が受けられる内容であること(このほか、治癒するまでの追加滞在費、帰国航空便のキャンセル料及び再調達するチケット代金等が必要となる場合があることも考慮すること)。	
5	外務省や現地関係機関等のHP等で渡航先への入国制限措置を確認しました。	
6	外務省や現地関係機関等のHP等で渡航先への入国に必要な査証や書類(ワクチン接種証明、陰性証明書等)について確認しました。	
7	外務省や現地関係機関等のHP等で渡航先への入国後の行動制限措置を確認しました。	
8	渡航先で必要な生活物資(マスク、消毒剤等の感染症対策物資を含む)を確保できることを確認しました。	
9	用務先(大学や研究所等)の行動制限措置について確認しました。	
10	帰国時の日本政府による水際対策強化措置について確認しました。	
以下は学生(12は私事渡航を行う学生)のみチェックしてください。		
11	帰国後の待機期間等を含め修学上支障をきたさない渡航計画を設定しています。	
12	私費の語学研修、ホームステイ等の私事渡航において、新型コロナウイルス感染症に罹患し帰国が遅延した場合、授業を欠席したことにより単位認定上不利益が生じても鳥取大学に不服を申し立てません。(授業開始2週間前までに帰国する計画が望ましい。)	

【関連情報】

* 外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

* 外務省

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

* 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

* 厚生労働省検疫所 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>